

者ハ用之、蓋芒ヲ專トスル也、

銀製葵簪○圖

天保七八年頃、江戸ニテ流布シ、處女及ビ娼妓トモニ用之シ、

〔守貞漫稿女十〕二三都トモ眞鍮釵。モアリ、然ドモ貧家ノ婦女モ用之者稀、鄙客ノ買之、或ハ鄙ヨリ來

リ仕フ炊婢小婢ノミ用之、彼輩モ江戸ニ久ク住ス者ハ、又用之者稀也、

〔守貞漫稿女十〕二鐵釵。ノ上製ハ、却テ風流ノ婦モ用之、蓋是亦半以上鐵、以下銀ノ髮搔也、或ハ全鐵モアリ、

〔古今和歌集雜十〕七五節のあしたに、か。ん。ざ。しの。玉。のおちたりけるを見て、たがならんととふらひ

てよめる、

河原の左のおほいまうちきみ○源

ぬしやたれとへど白玉いはなくにさらばなべてや哀と思はん

〔倭訓栞加中編四〕かんざし かざしの玉といふも、笄の飾の玉也といへり、

〔宇治拾遺物語十三〕今はむかし、唐になにとかやいふ司になりて下らんとする物侍き、名をば

けいそくといふ、それがむすめ一人ありけり、ならびなくおかしげなりし、十餘歳にしてうせ

にけり、父母なきかなしむことかぎりなし、○中その母が夢に見るやう、うせにしむすめ青き

衣をきて、白きさいでして、かしらをつゝみて、髪に玉のかんざし一よろひをしてきたり、

〔拾遺員外下〕をみなへしをるもをしまぬ、えら露のたまのかんざしいかさまにせん

〔守貞漫稿女十〕一今世嘉永京坂式正所用鼈甲製。○中京坂甲簪專ラバチミ、江戸ハ丸耳ヲ用フ、

同京坂所用○中耳搔ノ圓ナルヲ、京坂ニテ江戸耳ト云、○圖此形簪鼈甲製ハ、風流ヲ好ム婦女用

之、風流女俗ニ粹ト云也、又木製モアリ、三都トモ櫛簪木製ハ、伊須材也、蒔畫ヲ描キ用フ、蓋木製ヲ

略襲ノ用トスルコト三都同風也、○中木製蒔畫笄簪ヲ用フ時ハ、同製月形櫛ヲ用フ也、○中蒔畫